

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（別紙2）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－１ 意義</p> <p>（１）総論</p> <p>公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。銀行が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全行的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、①「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（以下「本人確認法」という。）に基づく本人確認、及び、②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下「組犯法」という。）に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することが重要である。</p> <p>（２）「組犯法」制定の経緯</p> <p>① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和57年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。</p> <p>② また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和63年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に本人確認や疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。</p>	<p>Ⅲ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務</p> <p>Ⅲ－３－１－３－１－１ 意義</p> <p>（１）総論</p> <p>公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。銀行が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全行的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、①「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（以下「本人確認法」という。）に基づく本人確認、及び、②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下「組犯法」という。）に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することが重要である。</p> <p>（２）「組犯法」制定の経緯</p> <p>① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和57年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。</p> <p>② また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和63年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に本人確認や疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（別紙2）

現 行	改 正 後
<p>③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。</p> <p>この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組犯法が施行されている。</p> <p>(3) 組犯法の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義</p> <p>① 組犯法は、組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関にも適用）、犯罪収益の没収・追徴、金融機関に対する「疑わしい取引」の届出の義務付け等からなる。</p> <p>② 組犯法は、組織的犯罪に対する刑事法としての意義、及び、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融機関にとっては、</p> <p>イ. 「マネー・ローンダリング防止」を単なる「本人確認」等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題（金融機関が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備）へと位置付け直すとともに、</p> <p>ロ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全行的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になったという点で極めて重要な意義を有するものである。</p> <p>(4) 本人確認法の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義</p> <p>① 平成13年9月の米国の同時多発テロを受け、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに本人確認法が施行されることとなった。</p> <p>② 本人確認法の目的は、イ. テロ資金供与防止条約の的確な実施、ロ. 疑わしい取引の届出の実効性の確保、ハ. テロ資金の提供が金融</p>	<p>③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。</p> <p>この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組犯法が施行されている。</p> <p>(3) 組犯法の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義</p> <p>① 組犯法は、組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関にも適用）、犯罪収益の没収・追徴、金融機関に対する「疑わしい取引」の届出の義務付け等からなる。</p> <p>② 組犯法は、組織的犯罪に対する刑事法としての意義、及び、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融機関にとっては、</p> <p>イ. 「マネー・ローンダリング防止」を単なる「本人確認」等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題（金融機関が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備）へと位置付け直すとともに、</p> <p>ロ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全行的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になったという点で極めて重要な意義を有するものである。</p> <p>(4) 本人確認法の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義</p> <p>① 平成13年9月の米国の同時多発テロを受け、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに本人確認法が施行されることとなった。</p> <p>② 本人確認法の目的は、イ. テロ資金供与防止条約の的確な実施、ロ. 疑わしい取引の届出の実効性の確保、ハ. テロ資金の提供が金融</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（別紙2）

現 行	改 正 後
<p>機関を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、具体的には、顧客等の本人確認及び確認記録・取引記録の作成・保存が義務付けられた（なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の本人確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。</p> <p>（注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。</p> <p>③ 金融機関においては、本人確認法が、組犯法とともに、広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。</p> <p><u>特に国際的に活動する主要行等にとっては、国際社会の厳しい要請に</u>応えていく必要があることに留意する必要がある。</p> <p>Ⅲ－3－1－3－1－2 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、本人確認法による本人確認及び組犯法による疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>（1）「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に行うための法務問題に関する一元</p>	<p>機関を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、具体的には、顧客等の本人確認及び確認記録・取引記録の作成・保存が義務付けられた（なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の本人確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。</p> <p>（注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。</p> <p>③ 金融機関においては、本人確認法が、組犯法とともに、広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。</p> <p><u>（5）金融サービス濫用防止についての意義</u></p> <p><u>各金融機関が、本人確認法により義務付けられた本人確認等や組犯法により義務付けられた疑わしい取引の届出を的確に実施しうる内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</u></p> <p><u>特に国際的に活動する主要行等にとっては、国際社会の厳しい要請に</u>応えていく必要があることに留意する必要がある。</p> <p>Ⅲ－3－1－3－1－2 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、本人確認法による本人確認及び組犯法による疑わしい取引の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>（1）「<u>本人確認</u>」や「<u>疑わしい取引の届出</u>」を的確に行うための法務問</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（別紙2）

現 行	改 正 後
<p>的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>(2) 「疑わしい取引の届出」を行うに当たって、顧客の属性、取引時の状況その他銀行の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。</p>	<p>題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。  <u>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</u></p> <p>① <u>適切な従業員採用方針や顧客受入方針を有しているか。</u></p> <p>② <u>コルレス契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないことの確認等を通じて、コルレス先を適正に評価した上で、コルレス契約の締結・継続を判断する態勢が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>「本人確認」や「疑わしい取引の届出」を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知が行われるとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続的な研修が行われているか。</u></p> <p>④ <u>「本人確認」や「疑わしい取引」の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)が整備されているか。</u></p> <p>⑤ <u>本人確認や顧客管理の中で、公的地位等の顧客属性に照らして、問題等が認められた顧客や取引等について、上級管理職による意思決定を含め適正に管理・対応するための態勢を有しているか。</u></p> <p>(2) 「疑わしい取引の届出」を行うに当たって、顧客の属性、取引時の状況その他銀行の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。  <u>特に、「疑わしい取引の届出」のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</u></p> <p>① <u>銀行の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。</u></p> <p>② <u>上記態勢整備に当たっては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（別紙2）

現 行	改 正 後
<p>(3) 銀行が過去に取得した本人確認情報について信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合等には、本人確認書類の再提出を求めるなどして、本人確認の再確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>(4) 盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや口座の不正利用等を防止するため、預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認の実施や、口座の利用目的等の確認を行う態勢が整備されているか。また、利用者保護のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築されているか。</p> <p>(5) 預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p> <p>Ⅲ－3－1－3－1－3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書等により、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき、業務改善命令を発出するもの</p>	<p><u>客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。</u></p> <p>(3) 銀行が過去に取得した本人確認情報について信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合等には、本人確認書類の再提出を求めるなどして、本人確認の再確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>(4) 盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや口座の不正利用等を防止するため、預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認の実施や、口座の利用目的等の確認を行う態勢が整備されているか。また、利用者保護のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築されているか。</p> <p>(5) 預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p> <p>Ⅲ－3－1－3－1－3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書等により、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するもの</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（別紙2）

現 行	改 正 後
<p>とする。また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第26条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第27条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p>	<p>とする。また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p>